

公示 第535号

令和5年3月1日

被保険者各位

東洋水産健康保険組合

理事長 三輪 一雄



健康保険一般保険料負担割合の公示について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第122回組合会にて、可決しましたので、以下の通り公示します。

◆ 変更内容

第5章第44条を

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の109分の60.5は事業主、
109分の48.5は被保険者において負担する。

に改める。

※従前は、一般保険料と調整保険料ごとに分けて負担割合を明記していたものを
一般保険料と調整保険料を一律、同じ負担割合に条文変更する。
よって、今後の手続きの簡素化を図ることが目的になるので、従前の被保険者の
負担割合と変更なし。

◆ 施行日

この規約は、令和5年3月1日から施行する。

以上